

令和 8 年 9 月定例会

議 案 説 明 資 料 予算に関する説明書

(令和 8 年度 9 月補正予算等関係)

子 ど も 家 庭 部

令和 8 年 9 月定例会議案説明資料目次

子ども家庭部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第 1 号	令和 8 年度鳥取県一般会計補正予算（第 2 号）		
	1 債務負担行為に関する調書	家 庭 支 援 課 ほ か	3

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第 5 号	鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例 (鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正、鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正、鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正)	子 育 て 王 国 課 ほ か	5

(報告)

報告番号	件 名	課 名 等	頁
第 8 号	長期継続契約の締結状況について	子 ど も 発 達 支 援 課	14

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他		
令和8年度 女性相談支援センター 運営費	家庭支援 課	千円 10,035		千円	令和9年度から 令和11年度まで	千円 10,035	千円 5,016	千円	千円	千円 5,019	給食調理業務委託
令和8年度 児童相談所運営費	家庭支援 課	25,770			令和9年度から 令和11年度まで	25,770				25,770	給食調理業務委託
令和8年度 皆成学園費	子ども発 達支援課	175,977			令和9年度から 令和11年度まで	175,977			135,480	40,497	・給食調理業務 委託 ・清掃業務委託

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更分

事 項	課名	限度額		前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考
				期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
								国庫支出金	地 方 債	そ の 他		
令和8年度 総合療育センター費	子ども発達支援課	補正前	千円 707		千円	令和9年度から 令和11年度まで	千円 707	千円	千円	千円	千円	
		補正	110,946			令和9年度から 令和11年度まで	110,946			110,946		給食調理業務委託
		補正後	111,653			令和9年度から 令和11年度まで	111,653			111,653		

条例名等	鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例 （鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正、鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正、鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正）
提出理由及び概要	1 提出理由 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 2 概要 （1）鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童等を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講ずることとする。 （2）鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正 指定障害児入所施設の設置者並びに指定障害児通所支援事業者は、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童等を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講ずることとする。 （3）鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正 認定こども園の設置者は、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童等を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講ずることとする。 3 施行期日 施行期日は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日とする。

鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第8条関係）		別表第2（第8条関係）	
項目	基準	項目	基準
職員の配置	1・2 略 3 職員に小児科の診療経験を有する医師がいる場合を除き、嘱託医師を定めておくこと。	職員の配置	1・2 略 3 職員に小児科の診療経験を有する医師がいる場合を除き、嘱託医師を定めておくこと。
児童対象性暴力等の防止	法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。以下同じ。）その他の必要な措置を講ずること。		
略		略	
別表第3（第9条関係）		別表第3（第9条関係）	
項目	基準	項目	基準
職員の配置	1・2 略 3 嘱託医師を定めておくこと。	職員の配置	1・2 略 3 嘱託医師を定めておくこと。
児童対象性暴力等の防止	別表第2児童対象性暴力等の防止		

力等の防止	防止の項に掲げる基準を満たすこと。
略	

別表第4（第10条関係）

項目	基準
職員の配置	1～5 略 6 入所している幼児の健康及び安全の保持、保護者に対する子育て支援、地域における子育て支援等の機能及び環境の充実を図るよう、第2号に定める人数を上回る保育士の配置に努めること。
児童対象性暴力等の防止	別表第2児童対象性暴力等の防止の項に掲げる基準を満たすこと。
略	

別表第5（第11条関係）

項目	基準
職員の配置	次に掲げる職員を置くこと。 (1) 略 (2) 児童の遊びを指導する者
児童対象性暴力等の防止	児童館にあっては、別表第2児童対象性暴力等の防止の項に掲げる基準を満たすこと。
略	

別表第6（第12条関係）

項目	基準
職員の配置	1・2 略 3 嘱託医師を定めておくこと。
児童対象性暴力等の防止	別表第2児童対象性暴力等の防止の項に掲げる基準を満たすこと。
略	

別表第7（第13条関係）

1 福祉型障害児入所施設

項目	基準
----	----

略	

別表第4（第10条関係）

項目	基準
職員の配置	1～5 略 6 入所している幼児の健康及び安全の保持、保護者に対する子育て支援、地域における子育て支援等の機能及び環境の充実を図るよう、第2号に定める人数を上回る保育士の配置に努めること。
略	

別表第5（第11条関係）

項目	基準
職員の配置	次に掲げる職員を置くこと。 (1) 略 (2) 児童の遊びを指導する者
略	

別表第6（第12条関係）

項目	基準
職員の配置	1・2 略 3 嘱託医師を定めておくこと。
略	

別表第7（第13条関係）

1 福祉型障害児入所施設

項目	基準
----	----

職員の配置	1～4 略 5 職員は、入所する児童の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上とすること。
児童対象性暴力等の防止	法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に入所者を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（入所者と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該入所者に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講ずること。
略	
サービスの提供	1～3 略 4 <u>入所者</u>の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。 5 <u>入所者</u>の施設外での活動、取組等のための移動その他の<u>入所者</u>の移動のために自動車を運行するときは、<u>入所者</u>の乗車及び降車の際に、点呼その他の<u>入所者</u>の所在を確実に把握することができる方法により、<u>入所者</u>の所在を確認すること。 6～8 略
略	
2 医療型障害児入所施設	
項目	基準

職員の配置	1～4 略 5 職員は、入所する児童の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上とすること。
略	
サービスの提供	1～3 略 4 <u>児童</u>の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。 5 <u>児童</u>の施設外での活動、取組等のための移動その他の<u>児童</u>の移動のために自動車を運行するときは、<u>児童</u>の乗車及び降車の際に、点呼その他の<u>児童</u>の所在を確実に把握することができる方法により、<u>児童</u>の所在を確認すること。 6～8 略
略	
2 医療型障害児入所施設	
項目	基準

職員の配置	1～3 略 4 職員は、入所する児童の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上とすること。
児童対象性暴力等の防止	1の表児童対象性暴力等の防止の項に掲げる基準を満たすこと。
略	
別表第9（第15条関係）	
項目	基準
職員の配置	1 略 2 職員は、利用する児童の数に応じ、規則で定める人数以上とすること。
児童対象性暴力等の防止	別表第2児童対象性暴力等の防止の項に掲げる基準を満たすこと。
略	
別表第10（第16条関係）	
項目	基準
職員の配置	1・2 略 3 嘱託医師及び精神科の診療に相当の経験を有する嘱託医師を定めておくこと。
児童対象性暴力等の防止	別表第2児童対象性暴力等の防止の項に掲げる基準を満たすこと。
略	

職員の配置	1～3 略 4 職員は、入所する児童の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上とすること。
略	
別表第9（第15条関係）	
項目	基準
職員の配置	1 略 2 職員は、利用する児童の数に応じ、規則で定める人数以上とすること。
略	
別表第10（第16条関係）	
項目	基準
職員の配置	1・2 略 3 嘱託医師及び精神科の診療に相当の経験を有する嘱託医師を定めておくこと。
略	

（鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第6条関係） 1 児童発達支援	別表第1（第6条関係） 1 児童発達支援
区分	基準
従業者の配置	1～5 略 6 常時1人以上の従業者を利用者の支援に従事させるこ

別表第1（第6条関係） 1 児童発達支援	別表第1（第6条関係） 1 児童発達支援
区分	基準
従業者の配置	1～5 略 6 常時1人以上の従業者を利用者の支援に従事させるこ

	と。
児童対象性暴力等の防止	法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用者を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用者と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用者に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。以下同じ。）その他の必要な措置を講ずること。

略

2 放課後等デイサービス

区分	基準
従業者の配置	1～7 略 8 常時1人以上の従業者を利用者の支援に従事させること。
児童対象性暴力等の防止	1の表児童対象性暴力等の防止の項に掲げる基準を満たすこと。

略

3 居宅訪問型児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	1～3 略 4 常時1人以上の従業者を利用者の支援に従事させること。
児童対象性暴力等の防止	1の表児童対象性暴力等の防止の項に掲げる基準を満たすこと。

略

4 保育所等訪問支援

区分	基準
----	----

	と。
--	----

略

2 放課後等デイサービス

区分	基準
従業者の配置	1～7 略 8 常時1人以上の従業者を利用者の支援に従事させること。

略

3 居宅訪問型児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	1～3 略 4 常時1人以上の従業者を利用者の支援に従事させること。

略

4 保育所等訪問支援

区分	基準
----	----

従業員の配置	1～3 略 4 常時1人以上の従業員を利用者の支援に従事させること。
児童対象性暴力等の防止	1の表児童対象性暴力等の防止の項に掲げる基準を満たすこと。
略	

別表第2（第7条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
従業員の配置	1～4 略 5 嘱託医師を定めておくこと。
児童対象性暴力等の防止	法第24条の11第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に入所者を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（入所者と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該入所者に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講ずること。
略	

2 医療型障害児入所施設

区分	基準
従業員の配置	1～3 略 4 従業者（管理者を除く。）は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。
児童対象性暴力等の防止	1の表児童対象性暴力等の防止の項に掲げる基準を満たすこと。
略	

従業員の配置	1～3 略 4 常時1人以上の従業員を利用者の支援に従事させること。
略	

別表第2（第7条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
従業員の配置	1～4 略 5 嘱託医師を定めておくこと。
略	

2 医療型障害児入所施設

区分	基準
従業員の配置	1～3 略 4 従業者（管理者を除く。）は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。
略	

(鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県認定こども園に関する条例（平成26年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
項目	要件	項目	要件
略		略	
職員配置	1～7 略 8 前各号に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。	職員配置	1～7 略 8 前各号に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。
児童対象性暴力等の防止	認定こども園法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講ずること。		
略		略	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
項目	基準	項目	基準
略		略	
職員配置	1～6 略 7 前各号に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。	職員配置	1～6 略 7 前各号に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。

児童対象性暴力等の防止	別表第1 児童対象性暴力等の防止の項に掲げる基準を満たすこと。		
略		略	

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

長期継続契約の締結状況について

【新規契約】

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	皆成学園	物品	電話交換機 電話機 PHS ドアホン子機	1台 22台 19台 1台	鳥取市湖山町南三丁目277番地2 日海通信工業株式会社 鳥取支店	8,441,400	令和8年7月31日 ～令和13年10月31日	鳥取県立皆成学園